大阪府条例第十八号

例の一部を改正する条例大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条

十四年大阪府条例第百十四号)の一部を次のように改正する。大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

投闩後	农 旧怎
附則 第六章 雑則(第五十五条) 第一章—第五章 (略) 目次	附則第一章—第五章 (略)目次
る等の措置を講じなければならない。 行うとともに、その職員に対し、研修を実施す難、虐待の防止等のため、必要な体制の整備をは 高く「は、特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁 3―4 (略) 第三条 (略)	2—4 (磊) 継川條 (磊) (蝴枝七堂)
がない場合は、この限りでない。ければならない。ただし、入所者の処遇に支障特別養護老人ホームの職務に従事する者でな第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該(職員の専従)	限りでない。 除き、入所者の処遇に支障がない場合は、このければならない。ただし、規則で定める職員を特別養護老人ホームの職務に従事する者でな第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該(職員の専従)
対 (略) 八 虐待の防止のための措置に関する事項 一 七 (略) 第八条 (略) 運営規程)	✓ (略)┤ ─ → (略)第 < 來 (略)(運営規程)
地域住民との連携に努めなければならない。 当たって、地域住民の参加が得られるよう当該 。 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に は (略) 第九条 (略) (非常災害対策)	2 (略) 第九条 (略) (非常災害対策)
8 (略) 2 (略) 2 (物) 2	<u></u> (器) 0 (器) (器) (本一) (を)
ための研修の機会を確保しなければならない。3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上の2 (略)3 (略)第二十六条 (略)(勤務体制の確保等)	ための研修の機会を確保しなければならない。3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上の2 (略)3 (略)第二十六条 (略)(勤務体制の確保等)

めに必要な措置を講じなければならない。知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた者その他これに類する者を除く。)に対し、認に規定する政令で定める者等の資格を有する上、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉」の場合において、当該特別養護者人ホーム

置を講じなければならない。
を防止するための方針の明確化等の必要な措たものにより職員の就業環境が害されること動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え性的な言動又は優越的な関係を背景とした言供を確保する観点から、職場において行われる特別養護老人ホームは、適切なサービスの提

(業務継続計画の策定等)

じなければならない。 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 の計画(以下「業務継続計画」という。)を策 び非常時の体制で早期の業務再開を図るため るサービスの提供を継続的に実施するため及 又は非常災害の発生時において、入所者に対す 第二十六条の二 特別養護を入ホームは、感染症

の変更を行うものとする。 画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 等別養護老人ホームは、定期的に業務継続計 及び訓練を定期的に実施しなければならない。 続計画について周知するとともに、必要な研修 り、特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継

(種用煙用)

第二十 (略)

23 (器)

(と)

めの訓練を定期的に実施すること。びに感染症の予防及びまん延の防止のた毒の予防及びまん延の防止のための研修道職員その他の職員に対し、感染症及び食中工 当該特別養護老人ホームにおいて、介護

111 (盤)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

継川十川株 (器)

1 —11 (盤)

めの担当者を置くこと。 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するた</u>

20-4 (器)

(虐待の防止)

措置を講じなければならない。 発生及びその再発を防止するため、次に掲げる第三十三条の二 特別養護老人ホームは、虐待の

防止のための指針を整備すること。 当該特別養護老人ホームにおける虐待の

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護

(衛生管理等)

2 (略) 第二十八条 (略)

(盤)

定期的に実施すること。毒の予防及びまん延の防止のための研修を職員その他の職員に対し、感染症及び食中二、当該特別養護老人ホームにおいて、介護

11] (と)

第三十三条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)

| —11| (盤)

27―4 (帯)

職員その他の従業者に対し、虐待の防止の ための研修を定期的に実施すること 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた めの担当者を置くこと。 台湾一号の委員会は、テレビ電話装置等を 活用して行うことができる。 (基本方針) 第三十五条 (盤) い (器) 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その職員に対し、研修 を実施する等の措置を講じなければならない (運営規程) 第三十六条 (と) (盎) 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 (盤) (設備の基準) 継川十九然 (器) の (器) 8 (盤) (と) ~ (盤) ロ 居室は、いずれかのユニットに属するも のとし、当該ユニットの共同生活室に近接 して一体的に設けること。ただし、一のユ ニットの入居定員は、原則としておおむね 十人以下とし、十五人を超えないものとす く・リ (盤) 11―九 (略) 4 (器) (サービスの方針) 第三十八条 (略) い─∞ (器) ○ 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を 活用して行うことができる。 (盤) (勤務体制の確保等) 継目十川然 (器) ひ・の (魯)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対

し、その資質の向上のための研修の機会を確保

しなければならない。この場合において、当該

で定める者等の資格を有する者その他これに門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専コニット型特別養護老人ホームは、全ての職員

2 (略) 第三十五条 (略) (基本方針)

一——(略)第三十六条 (略)(運営規程)

イ (略) (略) (略) (略) (略) (略) (部) (歌) (歌)

しなければならない。 ニットの入居定員は、おおむね十人以下として一体的に設けること。ただし、一のユのとし、当該ユニットの共同生活室に近接口 居室は、いずれかのユニットに属するも

生じても差し支えない。と。なお、壁と天井との間に一定の隙間がと。なお、壁と天井との間に一定の隙間が者相互の視線を遮断できるものであるこのについては、居室を区分する壁は、入居ホ ユニットに属さない居室を改修したもい・ニ (略)

4 (器) 1 | 一七 (器) <u>〈一×</u> (器)

27─∞ (略) 第三十八条 (略) (サービスの方針)

の (盤)

2・ ε (略)第四十二条 (略)(勤務体制の確保等)

しなければならない。し、その資質の向上のための研修の機会を確保4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対

を講じなければならない。 基礎的な研修を受講させるために必要な措置類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る

の必要な措置を講じなければならない。 されることを防止するための方針の明確化等 範囲を超えたものにより職員の就業環境が害景とした言動であって業務上必要かつ相当なて行われる性的な言動又は優越的な関係を背 「ビスの提供を確保する観点から、職場におい」 」」」、「型特別養護者人ホームは、適切なサ

(無冊)

く読み替えるものとする。 条第二項中「この草」とあるのは、「第三草」いて準用する第三十三条第三項」と、第二十五十三条第三項」と、第二十五年の第二十一条第二項」と、同項第五号中「第第二項」とあるのは「第四十四条において準用十八条第七頃」と、同項第四中四条において準用第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三て準用する。この場合において、第十条第二項規定は、ユニット型特別養護老人ホームについ親には、ユニット型特別養護を入ホームについ第二十一条から第二十五条まで、第二十六条のましたまで、第十四条 第四条のとのおしまで、第二十二条の二までの

(職員の配置の基準)

ときは、第五号の栄養士を置かないことができさる場合であって、入所者の処遇に支障がない人ホームの効果的な運営を期待することがでを図ることにより当該地域密着型特別養護者ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携る区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 雷くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げ第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに

(地域との連携等)

第四十九条 (略)

ればならない。 の活用について当該入所者等の同意を得なけが参加する場合にあっては、テレビ電話装置等家族(以下この号において「入所者等」という。 て行うことができる。ただし、入所者又はその 前項の協議会は、テレビ電話装置等を活用し

<u>い一</u>で (器)

(無田)

て準用する第三十一条第二項」と、同項第五号三十一条第二項」とあるのは「第五十条におい準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条においてこの場合において、第十条第二項第三号中「第密着型特別養護老人ホームについて準用する。第二十三条及び第三十三条の二の規定は、地域第十六条まで、第十八条から第三十一条まで、第五十条 第四条から第十条まで、第十二条から

(無田)

発るのは、「第三章」と読み替えるものとする。 第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とのは「第四十四条において準用する第三十三条と、同項第五号中「第三十三条第三項」とある四十四条において準用する第三十一条第二項」とあるのは「第五項」とあるのは「第三十八条第1項」と、同別養護老人ホームについて準用する。この場合のは「十二条から第二十五条まで及び第二十八条第四十四条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第十四条、第四条から第十五条まで、第九条、第

(譲員の配置の基準)

る区分に応じ、当該各号に定めるものとする。置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げ第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに

第四十九条 (略)(地域との連携等)

<u>い一4</u> (器)

(無田)

三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三項」とあるのは「第五十条において準用する第条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二とあるのは「第五十条において準用する第十六て、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」人ホームについて準用する。この場合においび第三十三条の規定は、地域密着型特別養護を第十六条まで、第十八条から第三十一条まで図第五十条、第四条から第十条まで、第十三条から

と読み替えるものとする。十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」において準用する第三十三条第三項」と、第二中「第三十三条第三項」と、第二

/ (路) (B) (B) (C) (B) (C) (B) (配用十二条 (B) (設種の基準)

く・二 (略) る。 ナ人以下とし、十五人を超えないものとす ニットの入居定員は、<u>原則として</u>おおむね して一体的に設けること。ただし、一のユ のとし、当該ユニットの共同生活室に近接 ロ 居室は、いずれかのユニットに属するも

4・co (略) 1 |一七 (略) <u>ゲーン</u> (略)

(舞田) 第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第 十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、 第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の <u>二、第二十八条から第三十一条まで、第三十三</u> 第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び 第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特 別養護老人ホームについて準用する。この場合 において、第十条第二項第三号中「第十六条第 五項」とあるのは「第五十四条において準用す る第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三 十一条第二項 しとあるのは 「第五十四条におい て準用する第三十一条第二項」と、同項第五号 中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十四 条において準用する第三十三条第三項」と、第 二十五条第二項中「この草」とあるのは、「第 五章」と読み替えるものとする。

解大學 雑型

(電磁的記錄等)

| 磁気的方式その他人の知覚によっては認識すて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、造するものを除く。) については、書面に代え現定されている又は想定されるもの(次項に規う。以下この条において同じ。) で行うことがきる情報が記載された紙その他の有体物をい字、図形等人の知覚によって認識することがで文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文は、作成、保存その他これらに類するもののうば、作成、保存その他におらに類するもののうば、作成、保存をの他にれらに類するもののう

るものとする。中「この草」とあるのは「第四草」と読み替えす「この草」とあるのは「第四草」と読み替えする第三十三条第三項」と、第二十五条第二項条第三項」とあるのは「第五十条において準用

> しなければならない。 ニットの入居定員は、おおむね十人以下として一体的に設けること。ただし、一のユのとし、当該ユニットの共同生活室に近接口 居室は、いずれかのユニットに属するも

4・c (略) ニー九 (略)

(舞田)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第 十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、 第二十一条から第二十五条まで、第二十八条か ら第三十一条まで、第三十三条、第三十五条、 第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十 三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型 地域密着型特別養護老人ホームについて準用 する。この場合において、第十条第二項第三号 中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条 において準用する第三十八条第七項」と、同項 第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第 五十四条において準用する第三十一条第二項一 と、同項第五号中「第三十三条第三項」とある のは「第五十四条において準用する第三十三条 第三項」と、第二十五条第二項中「この章」と あるのは、「第五草」と読み替えるものとする。

ものをいう。)により行うことができる。て、電子計算機による情報処理の用に供されるろことができない方式で作られる記録であっ

大法をいう。) によることができる。人の知覚によって認識することができない電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、る又は想定されるものについては、当該説はにおいて書面で行うことが規定されてい「説明等」という。) のうち、この条例の規則、同意その他これらに類するもの(以下財別養護者人ボーム及びその職員は、説

当 当

(て)

こ この省令は令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和大年三月三十一日ま での間における第一条の規定による改正後の大阪府軽費老人ホームの設備及び 運営に関する基準を定める条例 (以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。) 第三条第四項、第三十四条の二(新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則 第十二条において準用する場合を含む。)及び附則第五条第四項、第二条の規定 による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第三条第四項及び第三十一条、 第三条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関す る基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第三条 第五頃、第三十三条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十 条、第五十四条において準用する場合を含む。)及び第三十五条第三項(新特別 養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、第四条の 規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅 サービス等基準条例」という。) 第三条第三項及び第四十一条の二 (新居宅サー ビス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十 条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四 十七条、第百六十九条(新居宅サービス等基準条例第百八十二条において準用 する場合を含む。)、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条(新居宅サ 一ビス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。)、第二百三十八 条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条に おいて準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の大阪府指定介護予 防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」とい ら。) 第三条第三項及び第五十六条の十の二 (新介護予防サービス等基準条例第 大十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百四十四

条(新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合を含 む。)、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条(新介護予防サービス 等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。)、第二百十九条、第二 百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用 する場合を含む。)、第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉 施設基準条例」という。) 第三条第四項、第四十二条の二(新指定介護老人福祉 **施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)及び第四十六条第三** 項、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設 備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」 という。) 第三条第四項、第四十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十五 条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項、第八条の規定による 改正後の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)第三条第四項、 第三十八条の二(新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する 場合を含む。)及び第四十二条第三項並びに第九条の規定による改正後の大阪 府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以 下「新介護医療院基準条例」という。) 第三条第四項、第四十条の二(新介護医 療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講 ずるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第八条(新軽費老 人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。)、 新養護老人ホーム基準条例第八条、新特別養護老人ホーム基準条例第八条(新 特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。) 及び第 三十六条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を 含む。)、新居宅サービス等基準条例第三十一条(新居宅サービス等基準条例第 四十三条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第五十八条(新 居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。)、第七十八 条、第八十八条、第九十七条、第百八条(第百十六条及び第百三十六条におい て準用する場合を含む。)、第百四十四条、第百六十五条(新居宅サービス等基 準条例第百八十二条の三及び第百八十九条において準用する場合を含む。)、第 百七十九条、第二百二条、第二百十四条、第二百三十三条、第二百四十六条及 び第二百五十八条(葄居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十 七条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第五十六 条(新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。)、 第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十二条、第百四十条(新介護予 防サービス等基準条例第百六十六条の三及び第百七十三条において準用する場 合を含む。)、第百五十八条、第百八十条、第百九十五条、第二百十四条、第二 百三十三条及び第二百四十四条(新介護予防サービス等基準条例第二百五十五 条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)るのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事に新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、改び第五十二条、新介護療養型医療施設基準条例第二十七条及び第五十二条及款出半年条本が設益準条例第二十条及び第五十三条、新介護者人保健施設基準条例第二十九条

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条 例第二十五条の二(新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条にお いて準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特 別養護老人ホーム基準条例第二十六条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第 四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。)、新居宅サ ービス等基準条例第三十三条の二(新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、 第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百 十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条(新居宅サ 一ビス等基準条例第百八十二条において準用する場合を含む。)、第百八十二条 の三、第百八十九条、第二百五条(新居宅サービス等基準条例第二百十七条に おいて準用する場合を含む。)、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十 四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)、新 介護予坊サービス等基準条例第五十六条の二の二(新介護予坊サービス等基準 条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百 四十四条(新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合 を含む。)、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条(新介護予防サー ビス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。)、第二百十九条、 第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において 準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二(新 指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新 介護老人保健施設基準条例第三十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十 **五条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準条例第二十八** 条の二(新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含 む。) 及び新介護医療院基準条例第三十条の二(新介護医療院基準条例第五十五 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中 「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努 めることする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第三項(新特別養護老人ホーム基準おいて準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、例第二十五条第三項(新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条にら 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条

条例第五十条において準用する場合を含む。) 及び第四十二条第四項(新特別養 護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新居宅サー ビス等基準条例第五十八条の二第三項(新居宅サービス等基準条例第六十四条 において準用する場合を含む。)、第百九条第三項(新居宅サービス等基準条例 第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条、第百八十二条の三、 第百八十九条及び第二百五条において準用する場合を含む。)、第百八十条第四 項、第二百十五条第四項及び第二百三十四条第四項(新居宅サービス等基準条 例第二百四十九条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準 条例第五十六条の二第三項(新介護予防サービス等基準条例第六十四条におい て準用する場合を含む。)、第百二十二条の二第三項(新介護予防サービス等基 準条例第百四十四条、第百六十六条の三、第百七十三条及び第百八十三条にお いて準用する場合を含む。)、第百五十九条第四項、第百九十六条第四項及び第 二百十五条第四項(新介護予防サービス等基準条例第二百三十六条において準 用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条第三項及び 第五十四条第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十三 条第四項、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条第三項及び第五十一条第 四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項の規定 の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう 歿めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 員を配置するよう努めるものとする。
 おける夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職ニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユホームは、新特別養護老人ホーム基準条例第十二条第一項第四号及び第四十二備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人五十二条第三項第一号ロの規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整ら当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第三項第一号口及び第
- 条の規定による改正前の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営にの方法に関する基準を定める条例第百五十五条第五項第一号イ⊝並びに第六び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及百七十二条第五項第一号イ③、第五条の規定による改正前の大阪府指定介護予は、第四条の規定による改正前の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに関する基準を定める条例第三条の規定による改正前の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する国、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の

る居室等については、なお従前の例による。関する基準を定める条例第四十七条第二項第四号の規定の要件を満たしてい

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

とともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずる用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措度療院基準条例第四十条第一項(新介護医療院基準条例第五十五条において準度等の場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準度等例第四十条第一項(新介護療験品準条例第五十六条において準用する場合を含む。)及び新介護基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新介護者工工条において準用する場合を含む。)、新介護者人保健施設基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。)、新権別を護老人ホーム基準条例第三十四条の第三十条及び附別第十二条第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第三十四条の部門において新聞書を入ホーム基準条例第二十四条はいて新聞書を入まり。)、新養護老人ホーム基準条例第四十条及び附別第十四条の記算して六月を経過する日までの間における新聞書を入ホーム

経過措置) (介護保険施設等における感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に係る

施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準 条例第二十七条第二項第二号(新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第 十二条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第二十五条 第二項第二号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第二項第二号 (新特 別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用 する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条第二項第二号 (新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、 準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準 条例第三十一条第二項第二号(新介護療養型医療施設基準条例第五十三条にお いて準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第二 号 (新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に かかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介 護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院 は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のた めの訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。